

諮問第 43 号

「社会保障費用統計(旧社会保障給付費)の基幹統計としての指定について(諮問)」

【本体資料】

資料 1 諮問文・諮問理由

資料 2 社会保障費用統計の概要

資料 3 集計表様式

資料 4 基幹統計の要件と社会保障費用統計の利活用例

資料 5 社会保障費用統計(旧「社会保障給付費」)の主な利活用例

資料 6 基幹統計の名称について

資料 7 公的統計の整備に関する基本的な計画(抄)

資料 8 統計法(抄)

【参考資料】

参考 1 作成方法(案)

参考 2 OECDの作成マニュアル(和文・英文)

参考 3 ILOの作成マニュアル(和文・英文)

参考 4 基本計画で指摘された課題の整理結果

参考 5 基幹統計の指定について

参考 6 厚生労働省補足説明資料



総政企第59号
平成24年3月13日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
大川端達夫



諮問第43号
社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計
としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 理 由

(社会保障費用統計(旧社会保障給付費)の基幹統計としての指定について)

- 1 従来、厚生労働省により作成されていた「社会保障給付費」については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、新たに基幹統計として整備する統計の一つとして掲げられているところである。
- 2 「社会保障給付費」は、年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など公的な社会保障制度に係る1年間の支出等について、高齢、保健(医療)、失業等の一定の政策分野等別に取りまとめたものであり、これを通じて、国の社会保障全体の規模やその政策分野ごとの構成を明らかにしている加工統計である。
「社会保障給付費」は、経済協力開発機構(OECD)の作成基準に沿った社会保障に係る支出全般(個人に帰属する給付費、関係施設の整備費等)に関する統計(以下「OECD基準表」という。)並びに国際労働機関(ILO)の作成基準に沿った個人に帰属する給付費及びその財源となった収入に関する統計(以下「ILO基準表」という。)の2種類の統計表で構成され、これらの統計表が厚生労働省により毎年度作成・公表されている。
- 3 「社会保障給付費」のうち、OECD基準表については、我が国を含めたOECD加盟国が毎年度継続して作成し、OECDに提供(我が国では昭和55年度分から提供)しており、これらについてはOECDによって社会保障費用データベースに登録・公開され、当該加盟国間での国際比較が可能な状況となっている。このような状況から、我が国においては、社会保障制度に関し、政策分野別社会保障費用の構成割合等の国際比較を行う場合、OECD基準表が利用されているところである。
- 4 一方、ILO基準表については、平成8年(1996年)以降、ILO加盟国がILOへの提供を中止しているため、これを用いた国際比較は不可能となっているものの、OECD基準表では分析が困難な、個人に帰属する給付費とその財源との関係を分析することが可能なものとなっている。
- 5 「社会保障給付費」については、個人に帰属する給付費のみならず、上記2のとおり、OECD基準表では関係施設の整備費等が、また、ILO基準表では給付費の財源となった収入がそれぞれ含まれている。こうした事情を勘案すると、当該統計の名称については「社会保障費用統計」に変更することが適当と考えられる。
- 6 また、統計法(平成19年法律第53号)では、基幹統計は、第2条第4項第3号に定める3つの要件のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものとされているところであり、「社会保障給付費」は、少なくとも、上記3で述べた点により、同号八の「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」に該当するものと考えられる。
- 7 以上のことから、従来の「社会保障給付費」を「社会保障費用統計」として新たに基幹統計に指定することとしたい。

作成目的等

我が国における年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの公的な社会保障制度に係る1年間の支出(国民に対する金銭・サービスの給付等)等を取りまとめることにより、国の社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにし、社会保障政策や財政等を検討する上での資料とすることを目的とする。

作成内容

1 集計内容

(1) 社会保障支出に係る統計(OECD基準表)

社会保障制度に係る支出全般(個人に対する給付費、施設整備費等)を高齢、保健、失業といった政策分野別に集計したもの

[表のイメージ]

	支出
総計	
高齢	
現物	
現金	
保健	
現物	
現金	
...	
現物	
現金	

(2) 社会保障給付に係る統計(IL0基準表)

社会保障制度に係る支出のうち、個人に対する給付費及びその財源となった収入を健康保険、介護保険、国民年金、生活保護といった社会保障制度別に集計したもの

[表のイメージ]

	収入				給付	
	拠出	国庫負担	資産収入	...	現物	現金
健康保険						
介護保険						
国民年金						
社会福祉						
...						
総計						

2 作成方法

行政機関(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等)が所管する社会保障制度ごとに整理している収支決算データを、厚生労働省が収集し、収集したデータをOECD又はILOが作成した基準に沿って集計する。

3 作成府省 厚生労働省

4 公表時期 毎年11月下旬

結果の利用

〈行政施策への利用〉

社会保障改革に関する集中検討会議、税制調査会、社会保障審議会等において、社会保障制度、財政、税制等の検討に使用

〈国際利用〉

国内及び国際機関(OECD)において国際比較に利用

OECD基準表

【特 徴】

- ① 社会保障に係る支出全般（給付費、施設整備費等）を高齢、保健、失業といった政策分野別に集計。
各項目において、施設整備費等を含めた支出全般をベースに集計しているため、個人に帰属する給付費（現金及び現物給付）にしぼった分析は本表では不可能。
- ② 我が国を含めたOECD加盟国が毎年度継続して作成し、OECDに提供しており、OECD加盟国間での国際比較が可能。そのため、我が国で社会保障制度に係る国際比較を行う場合は、本表が利用される。

【社会保障の定義・集計対象】

OECDの基準では、社会保障を以下の①及び②を満たすものと定義している。

- ① 人々の厚生水準が極端に低下した場合に、それを補うために個人や世帯に対して公的あるいは民間機関により行われる財政支援や給付
- ② 社会的目的を有しており、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、または制度への参加が強制性を持っていること

具体的には

	内容（OECDの定義）	我が国で計上される制度の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金（老齢年金）、国民年金（老齢年金）、恩給、介護保険、生活保護（介護扶助）等
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金（遺族年金）、国民年金（遺族年金）等
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金（障害年金）、国民年金（障害年金）、労働災害補償保険、障害者自立支援給付等
保健	医療の現物給付をここに計上（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	健康保険制度（組合管掌健康保険、協会管掌健康保険、国民健康保険）の医療給付、生活保護（医療扶助）、国立高度専門医療センター運営費等
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上	子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、出産育児一時金、雇用保険等の育児休業給付、就学前教育費等

積極的労働市場政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用安定事業、能力開発事業、公共雇用サービス 等
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険（失業等給付）
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	調整中（従来は未計上）
他の政策分野	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護（生活扶助、住宅扶助、出産扶助等）、婦人保護費等

ILO基準表

【特 徴】

- ① 社会保障に係る支出のうち、個人に帰属する給付部分及び給付を賄った収入を健康保険、介護保険、国民年金、生活保護といった制度別に集計。
施設整備費等を除いた純粋に国民が受け取る現金やサービスについて分析でき、さらにその現金やサービスがどのような財源で賄われているかも併せて分析できる。
- ② ILOの基準は存在するものの、近年では、ILO加盟国は本基準に基づいた統計をILOに提供しておらず、ILOにおけるデータ更新が1996年で停止しているため、本表を用いた国際比較は不可能となっている。

【社会保障の定義・集計対象】

ILOの基準では、社会保障を以下の①、②及び③を満たすものと定義している。

- ① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
 (高齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他)
- ② 制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的若しくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が法令によって定められた公的、準公的若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

具体的には

	内容 (ILOの定義)	我が国で計上される制度の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金 (老齢年金)、国民年金 (老齢年金)、恩給、介護保険 等
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金 (遺族年金)、国民年金 (遺族年金) 等
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金 (障害年金)、国民年金 (障害年金)、障害者自立支援給付 等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度 (組合管掌健康保険、協会管掌健康保険、国民健康保険) の療養給付・出産給付、傷病手当金、自立支援医療費 等
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族 (世帯) を支援するために提供される給付が対象	子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険等の育児休業給付等
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険等 (求職者給付、雇用継続給付)、雇用安定事業
住宅	住居費の援助目的で提供される給付 (資力調査を行うもの)	生活保護 (住宅扶助)

生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護（住宅扶助以外）、災害見舞金等
---------	---	---------------------

集 計 表 様 式

OECD基準表

集計表 1 2010年度社会支出集計表

(単位：百万円)

	社会支出
合計	
高齢	
現金 退職年金 早期退職年金 その他の現金給付 現物 介護、ホームヘルプサービス その他の現物給付	
遺族	
現金 遺族年金 その他の現金給付 現物 埋葬費 その他の現物給付	
障害、業務災害、傷病	
現金 障害年金 年金（業務災害） 休業給付（業務災害） 休業給付（傷病手当） その他の現金給付 現物 介護、ホームヘルプサービス 機能回復支援 その他の現物給付	
保健	
現金 現物	
家族	
現金 家族手当 出産、育児休業 その他の現金給付 現物 デイケア、ホームヘルプサービス その他の現物給付	
積極的労働市場政策	
公共雇用サービスと行政 訓練（教育訓練給付を含む） ジョブローテーションとジョブシェアリング 雇用奨励金 障害者に対する政策（保護雇用及びリハビリテーション） 創業奨励金 仕事を始める前の支援	
失業	
現金 失業給付、退職手当 労働市場事由による早期退職 現物	
住宅	
現金 現物 住宅扶助 その他の現物給付	
他の政策分野	
現金 所得補助 その他の現金給付 現物 社会的支援 その他の現物給付	

I L O 基準表

集計表 2 2010年度社会保障給付費収支表 ①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)協会管掌健康保険				
(B)組合管掌健康保険				
2.国民健康保険				
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				
4.介護保険				
5.厚生年金保険				
6.厚生年金基金等				
7.国民年金				
8.農業者年金基金等				
9.船員保険				
10.農林漁業団体職員共済組合				
11.日本私立学校振興・共済事業団				
12.雇用保険等				
13.労働者災害補償保険				
家族手当				
14.児童手当				
公務員				
14.国家公務員共済組合				
16.存続組合等				
17.地方公務員等共済組合				
18.旧令共済組合等				
19.国家公務員災害補償				
20.地方公務員等災害補償				
21.旧公共企業体職員業務災害				
22.国家公務員恩給				
23.地方公務員恩給				
公衆保健サービス				
24.公衆衛生				
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護				
26.社会福祉				
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者				
総 計				

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
						1.(A)
						1.(B)
						2.
						3.
						4.
						5.
						6.
						7.
						8.
						9.
						10.
						11.
						12.
						13.
						14.
						15.
						16.
						17.
						18.
						19.
						20.
						21.
						22.
						23.
						24.
						25.
						26.
						27.

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表 ②

	支			
	給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)協会管掌健康保険				
(B)組合管掌健康保険				
2.国民健康保険				
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				
4.介護保険				
5.厚生年金保険				
6.厚生年金基金等				
7.国民年金				
8.農業者年金基金等				
9.船員保険				
10.農林漁業団体職員共済組合				
11.日本私立学校振興・共済事業団				
12.雇用保険等				
13.労働者災害補償保険				
家族手当				
14.児童手当				
公務員				
14.国家公務員共済組合				
16.存続組合等				
17.地方公務員等共済組合				
18.旧令共済組合等				
19.国家公務員災害補償				
20.地方公務員等災害補償				
21.旧公共企業体職員業務災害				
22.国家公務員恩給				
23.地方公務員恩給				
公衆保健サービス				
24.公衆衛生				
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護				
26.社会福祉				
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者				
総 計				

(単位：百万円)

出 付					
災 害		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
現 金					
年 金	年金以外の現金				
					1.(A)
					1.(B)
					2.
					3.
					4.
					5.
					6.
					7.
					8.
					9.
					10.
					11.
					12.
					13.
					14.
					15.
					16.
					17.
					18.
					19.
					20.
					21.
					22.
					23.
					24.
					25.
					26.
					27.

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表 ③

	支			
	給			
	介護対策		その他	
	現物	現金	医療以外の 現物	現金
社会保険				
1.健康保険				
(A)協会管掌健康保険				
(B)組合管掌健康保険				
2.国民健康保険				
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				
4.介護保険				
5.厚生年金保険				
6.厚生年金基金等				
7.国民年金				
8.農業者年金基金等				
9.船員保険				
10.農林漁業団体職員共済組合				
11.日本私立学校振興・共済事業団				
12.雇用保険等				
13.労働者災害補償保険				
家族手当				
14.児童手当				
公務員				
14.国家公務員共済組合				
16.存続組合等				
17.地方公務員等共済組合				
18.旧令共済組合等				
19.国家公務員災害補償				
20.地方公務員等災害補償				
21.旧公共企業体職員業務災害				
22.国家公務員恩給				
23.地方公務員恩給				
公衆保健サービス				
24.公衆衛生				
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護				
26.社会福祉				
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者				
総計				

(単位：百万円)

出					
付	管理費	運用損失	その他	小 計	
計					
					1.(A)
					1.(B)
					2.
					3.
					4.
					5.
					6.
					7.
					8.
					9.
					10.
					11.
					12.
					13.
					14.
					15.
					16.
					17.
					18.
					19.
					20.
					21.
					22.
					23.
					24.
					25.
					26.
					27.

基幹統計の要件と社会保障費用統計の利活用例

基幹統計の要件 (統計法第2条第4項第3号)

行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

【第3号イ】

全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

【第3号ロ】

民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

【第3号ハ】

国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

社会保障費用統計の利活用例

社会保障改革に関する集中検討会議、税制調査会、社会保障審議会等において、社会保障制度や税財政を検討する際に利用

高齢社会白書（内閣府作成。国会提出）や厚生労働白書（厚生労働省作成）において、継続的に利用

大学等での社会保障関連論文に使用例あり

民間シンクタンク等での社会保障に関する分析で使用例あり

社会保障費用に係る統計に関しては、OECD及びILOが定めた国際基準があり、「社会保障費用統計」は、両基準に基づいて作成

OECD加盟国は、我が国を含め、OECD基準に基づく社会保障費用に係る統計を作成し、OECDに定期的に提出。OECDは提出を受けた統計をデータベース化し、国際比較に供しており、我が国においても、社会保障費用を国際比較する際に利用

社会保障費用統計（旧「社会保障給付費」）の主な利活用例

【政策の企画立案や実施における利用例】

社会保障制度改革における利用

- ・ 我が国では、近年、社会保障改革に関する有識者検討会（平成 22 年 11 月設置）、社会保障改革に関する集中検討会議（平成 23 年 2 月設置）、政府・与党社会保障改革検討本部（平成 22 年 10 月設置）等において、社会保障制度改革の検討が行われており、検討の結果、平成 23 年 6 月には、「社会保障・税一体改革成案」が、また、平成 24 年 1 月には、成案を具体化した「社会保障・税一体改革素案」が取りまとめられ、さらに 2 月には、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。
- ・ これらの検討過程では、「社会保障給付費」から作成された社会保障給付費の年次推移や家族関係社会支出の対 GDP 比の国際比較に関するデータが提示され、これらのデータに基づき、社会保障給付費の増大を踏まえた改革の必要性や給付対象分野（子ども・子育て支援の充実）に関する議論が行われた。

税制改革における利用

- ・ 社会保障支出は、財政における最大の支出項目であるため、近年我が国では、社会保障制度改革と並行して、税制改革の検討も行われている。
- ・ 平成 21 年度第 2 回税制調査会では、税財政の現状に係る資料の一つとして、社会保障給付と負担の推移に関するデータが提示され、社会保障給付費の急速な増大と財政状況の悪化を踏まえて、財政健全化のために税制改革を行う必要性が確認されたところである。
- ・ このような認識の下、平成 22 年度税制改正大綱、平成 23 年度税制改正大綱が取りまとめられ、平成 23 年 12 月には、前記の「社会保障・税一体改革成案」の具体化に向けて、平成 24 年度税制改正大綱が閣議決定された。

【国際比較における利用例】

- ・ 「社会保障給付費」のうち、社会支出データは、OECD の基準に沿って作成されている。
- ・ 社会支出データは、加盟各国から提供されたものが、OECD において定期的に「Social Expenditure Database」として整備・公開されており、国際機関や OECD 加盟国において、政策分野別社会支出の構成割合や社会支出の GDP 比の国際比較に利用されている。

基幹統計の名称について

- 1 基幹統計としての集計内容の概要は下記のとおり。
 - 社会保障支出に係る統計（OECD基準表）
 - 社会保障制度に係る支出全般（個人に対する給付費、施設整備費等）
 - 社会保障給付に係る統計（ILO基準表）
 - 社会保障制度に係る支出のうち、個人に対する給付費及びその財源となった収入

- 2 従来用いてきた名称である「社会保障給付費」は、厳密には、上記のうち、「個人に対する給付費」しか指しておらず、基幹統計の名称として用いるには、名称が統計の内容を十分に表していないことから、不適當。

- 3 基幹統計名として用いる新たな名称を考える場合、まず、「社会保障」については、社会保険、公的扶助、社会福祉事業、公衆衛生等を幅広く包括する概念として、一般にも理解されやすく、維持することが適當。

（参考）大辞泉「社会保障」

国民の生存権を確保することを目的とする保障。日本では、社会保険（労災、失業、医療、年金、介護など）・公的扶助・社会福祉事業・公衆衛生などから構成されている。

次に、給付費を含む支出や収入を包括する概念を表す用語としては、「費用」が適當。

（参考）大辞泉「費用」

ある事をするのに必要な金銭。また、ある事のために金銭を使うこと。

- 4 以上のことから、基幹統計の名称は、「社会保障費用統計」とすることが適當。

(資料4) 基幹統計の要件と利活用例 公的統計の整備に関する基本的な計画

(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定) 抄

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

ア 現状・課題等

年金、医療、福祉等、社会保障や社会福祉等の制度を通じて 1 年間に国民に給付される金銭又はサービスについては、総額とともに、高齢者対策、保健医療等の機能別に積算した額等が社会保障給付費として毎年、公表されている。少子高齢化が急速に進展している我が国において、福祉・社会保障の問題は国民の大きな関心事となっており、これらを総合的に示す統計の重要性が高まっている。

しかしながら、諸外国の統計との比較という観点からは、ILO(国際労働機関)の基準には準拠しているものの、それだけでは、国際比較を十分に行えないとの指摘や、同一事項に係る国民経済計算のデータとの整合性の向上が必要であるとの指摘がある。

イ 取組の方向性

社会保障給付費については、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標として位置付けた上で、諸外国の統計との比較可能性を向上させる観点から、国民経済計算を含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上について検討する。

別表

新たに基幹統計として整備する統計

府省名	統計名	理由、留意事項等	実施時期
厚生労働省	社会保障給付費(加)	ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	別表の第 2 の 2 (3) 及び (4) に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。

(注) 統計名欄における括弧内の「加」は、加工統計を示す。

公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第 2 条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第 5 条第 1 項に規定する国勢統計

二 第 6 条第 1 項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5～12（略）

（基幹統計の指定）

第 7 条 総務大臣は、第 2 条第 4 項第 3 号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。